

議案第 10 号

政治倫理の確立のための市川市長の資産等の公開に関する条例の
一部改正について

政治倫理の確立のための市川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

政治倫理の確立のための市川市長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例

政治倫理の確立のための市川市長の資産等の公開に関する条例（平成 7 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定及び次項の規定は平成 19 年 10 月 1 日から、その他の改正規定は同年 9 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、郵政民営化法等の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

理 由

郵政民営化法等の制定及び証券取引法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。